令和５年３月２２日

令和５年　第２回

東大和市教育委員会臨時会会議録

東大和市教育委員会

令和５年第２回東大和市教育委員会臨時会会議録

１．日　　時　令和５年３月22日（水曜日）午後２時00分～午後２時18分

２．場　　所　東大和市役所会議棟第１・第２会議室

３．出席委員　１番　真如昌美（教育長）

２番　岩田圭子

３番　藤宮志津子

４番　内野裕子

５番　鈴木一徳

４．欠席委員　なし

５．説明職員

教育部長	小俣　学	教育部参事兼教育指導課長	小野隆一
教育総務課長	斎藤謙二郎	指導担当課長（統括指導主事）	菅野恭子
青少年課長	石川博隆		

６．書　　記

庶務係長	長瀬由美子	主事	淺井亮介

○議事日程

第　１　会議録署名委員の指名

第　２　第１１号議案　市長の補助職員を東大和市教育委員会の事務を補助する職員に兼ねさせることの解除に係る協議について

第　３　第１２号議案　東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

第　４　その他報告事項（１）東大和市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正

午後　２時００分開会

◎開会の辞

○真如教育長　皆さん、こんにちは。

ただいまから令和５年第２回東大和市教育委員会臨時会を開催いたします。

◎日程第１　会議録署名委員の指名

○真如教育長　日程第１、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、内野委員にお願いいたします。

○内野委員　はい。

○真如教育長　今日は傍聴の方はいらっしゃいませんので、進めていきます。

◎日程第２　第１１号議案　市長の補助職員を東大和市教育委員会の事務を補助する職員に兼ねさせることの解除に係る協議について

○真如教育長　日程第２、第11号議案　市長の補助職員を東大和市教育委員会の事務を補助する職員に兼ねさせることの解除に係る協議について、本件を議題と供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長　ただいま議題となりました第11号議案　市長の補助職員を東大和市教育委員会の事務を補助する職員に兼ねさせることの解除に係る協議についてにつきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

それでは、議案資料のほうをご覧ください。

１枚おめくりいただきまして、本件は令和５年４月１日に予定をしております組織改正に伴いまして、市長の補助職員でありながら教育委員会の事務を補助する職員として兼ねさせること、いわゆる兼職の解除について、市長から教育長へ協議されたものであります。

兼職を解除したい教育委員会の職並びに解除する職員の役職及び氏名は、資料のとおりであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○真如教育長　説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○真如教育長　それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第11号議案　市長の補助職員を東大和市教育委員会の事務を補助する職員に兼ねさせることの解除に係る協議について、本件を同意とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長　ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第３　第１２号議案　東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

○真如教育長　日程第３、第12号議案　東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を議題に供します。

議案の説明をお願いいたします。

教育部長。

○小俣教育部長　ただいま議題となりました第12号議案　東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則につきまして、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、令和５年４月１日に予定をしております組織改正に伴いまして、事務分掌を変更する必要が生じましたことから、関連する東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものであります。

それでは、議案資料をご覧ください。

東大和市教育委員会事務局処務規則新旧対照表に基づいてご説明をさせていただきます。

１枚おめくりいただきまして、Ａ４の横判です。下に３分の１とあります３枚の資料からできておりますけれども、そちらの２ページを、１枚おめくりいただいて３分の２のところをご覧ください。

網がけがしてありますところが今回改正を行う箇所でございまして、左側半分

が現行の条文、現在の条文です。右側半分が改正案ということでございます。

下のほうに網がけがございますけれども、ここは第９条の事務分掌について書いてあります。教育総務課施設係の項の右側の改正案のところ、第２号といたしまして（２）は、学校施設の管理に関することに改めるものでございます。その下の第３号（３）は、学校施設の更新（技術的な事項に限る。）に関すること、それからその下の（４）の第４号ですけれども、学校施設長寿命化計画に関すること、この２つを追加するものであります。

また、現行の条文、左側ですけれども、第３号を第５号に繰り下げ、教育財産（学校に係るものに限る。）に関することに改めるものでございます。

もう１枚おめくりいただきまして、３ページです。３ページ目の網がけのほうの説明になりますけれども、教育総務課の学務係の項につきましては、第９号といたしまして（９）、学校の配置適正化及び再編に関することという文章に変更をいたしますのと、その下の第10号、（10）学校施設の更新（技術的な事項を除く。）に関することを追加するものであります。

最後に、附則につきましては、施行日を令和５年４月１日とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○真如教育長　説明が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○真如教育長　それでは、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

第12号議案　東大和市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について、本件を承認することにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○真如教育長　ご異議なしと認め、さよう決します。

◎日程第４　その他報告事項

○真如教育長　日程第４、その他報告事項を行います。

報告事項（１）東大和市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正について、

本件の報告をお願いいたします。

青少年課長。

○石川青少年課長　それでは、私のほうから東大和市青少年問題協議会条例施行規則の一部改正につきましてご報告申し上げます。

まず、概要でございますけれども、令和４年12月14日に開催されました教育委員懇談会第１回臨時会におきまして、附属機関等の委員ということでご報告させていただいておりましたが、青少年課で所管をしております東大和市青少年問題協議会の委員構成、これは今市議会議員がお一人で、学識経験者６人以内、関係行政機関の職員が４人以内、市職員が３人以内となってございますが、これに関しまして、現在法令では市議会議員を委員とする定めがなくて、議決機関と執行機関の分立の点ですとか、また職員は市長の補助機関であるということでございますので、これら２つ見ても、地方自治制度の趣旨に照らしまして不適当であるということから、さきの令和５年第１回市議会定例会におきまして東大和市青少年問題協議会条例の一部改正をご提案申し上げ、議決をいただいたところでございます。このことを受けまして、令和５年５月１日以降のこの本協議会の委員構成に関する本規則の一部改正をご報告申し上げるものでございます。

それでは、その他報告資料の（１）東大和市青少年問題協議会条例施行規則の新旧対照表、横の資料でございますが、こちらをご覧になっていただいて、そちらを基にご説明を申し上げたいと思います。

４分の何ページとなっています。そちらのほうで、左側が現行で、右側が改正後の案となってございます。

それでは、改正点でございますが、網かけになっている部分が改正点でございます。

まず、４分の１ページ、一番最初の４分の１ページの下段、第２条の第１項が条例の一部改正によりまして、条例第３条第１号のところに市議会の議員１名とありましたが、こちらが削られたということに伴いまして、引用する条文中の号数が繰り上がったことで、３号から２号という形になっています。

その後、同条第３号で関係行政機関の職員が４人以内から６人以内に改めましたことによりまして、次、４分の２ページをご覧ください。このことによりまして、１号、２号に続きまして３号としまして、東京都小平児童相談所長又はその指名する職員、４号としまして、市内公立小学校長をそれぞれ追加いたしまして、

以下、市内の公立中学校長、市内都立高等学校長、その他市長が適当と認めるものの号数をそれぞれ繰り下げるものでございます。

その下、第２項、現行でありますけれども、こちらは市職員の職名が規定されておりますけれども、これも条例の一部改正によりまして、条例第３条第４号の市の職員というところの項が削られたことに伴いまして、ここの項目も削除するものでございます。

１枚飛ばして、４分の４ページ、一番最後になります。こちらをご覧ください。

最後に、附則でありますが、この規則の施行日を令和５年５月１日とするものでございます。

報告は以上となります。よろしくお願い申し上げます。

○真如教育長　報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

よろしいですか。

（発言する者なし）

○真如教育長　それでは、質疑を終了いたします。

◎閉会の辞

○真如教育長　以上をもちまして、本日予定しておりました日程については全て終了いたしました。

これをもちまして、令和５年第２回東大和市教育委員会臨時会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

午後　２時１８分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会教育長　　真如　昌美

会　議　録　署　名　委　員　　内野　裕子